

## 令和4年度鳥取県美術展覧会広報業務委託プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

- (1) 業務の名称  
令和4年度鳥取県美術展覧会広報業務
- (2) 業務の内容  
令和4年度鳥取県美術展覧会広報業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 業務期間  
契約締結日から令和4年12月31日まで
- (4) 予算額  
金1,995,000円（消費税及び地方消費税の額（以下、「消費税額」という。）を含む。）

### 2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」に登録されている者。
- (4) 本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書（以下「提案書」という。）の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

### 3 参加申込及び提案書の提出

#### (1) 参加申込

##### ア 提出書類

参加申込書（様式第1号） 1部

##### イ 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法によること。

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

##### ウ 提出期間及び時間

令和4年5月31日（火）から 同年6月13日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年6月13日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

##### エ 提出場所

4の場所に同じ。

##### オ 参加辞退

プロポーザル参加申込書を提出した後、辞退する場合は辞退届を提出すること。（様式は任意）

#### (2) 質問

ア 実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合には、質問内容を明確に記載し（様式自由）、4の場所に令和4年6月13日（月）午後5時15分までにファクシミリ又は電子メールで送信すること。

イ 質問及びその回答は、文化政策課ホームページに令和4年6月15日（水）までに掲載する（予定）。ただし、参加申込に関する回答は、同年6月10日（金）までに随時掲載する（予定）。

#### (3) 提案書等の提出

ア 提出書類（A4版（必要に応じてA3版も可）とし、枚数・様式は自由とする。）

①仕様書に基づいた具体的実施案の提案書

<記載事項>

(ア) 業務実施に当たっての考え方、成果目標

(成果目標：広告によるリーチ数、アクション数等の成果目標を設定すること)

(イ) 活用する媒体の名称（新聞・テレビ・ラジオの場合）

・媒体ごとの広報実施期間、発信する情報の内容、回数

(テレビ、ラジオによる広報を提案する場合、大まかな放送時間帯を記載すること)

(ウ) (イ) 以外のものによる広報

・内容と手法を具体的に記載

(エ) 業務準備・実施全体スケジュール、実施体制

②会社概要及び事業実績（様式第2号）

③見積書

経費の明細を算出し、その経費（内訳を含む）を記載すること。また、消費税額を含めた見積金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

イ 提出部数

正本1部、副本5部

ウ 提出方法

持参又は郵送によること。（ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可とする。）

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

エ 提出期間及び時間

令和4年5月31日（火）から同年6月27日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年6月27日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

オ 提出場所

4の場所に同じ。

4 書類の提出先及び問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県地域づくり推進部文化政策課 岩田

電話 0857-26-7134

ファクシミリ 0857-26-8108

電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

5 審査会の設置

(1) 審査会の名称

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県美術展覧会広報業務委託プロポーザル審査会）

(2) 構成人数

5名以内（県職員以外の学識経験者2名を含む。）

(3) 評価方法等

別紙「令和4年度鳥取県美術展覧会広報業務委託プロポーザル評価要領」（以下「プロポーザル評価要領」という。）のとおりとする。

6 審査結果の通知、公表

選定結果は、提案者全員にファクシミリで通知する。また、審査結果（点数及び順位）については、別途、郵送にて通知する。その他の審査結果の公表方法は審査会の決定に基づいて行う。

## 7 契約の締結

審査会により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、審査会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 8 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 9 その他

### (1) 提案書の無効

2の参加資格を満たさない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

### (2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

### (3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

### (4) 情報公開の取扱い

提案書等は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断で本件プロポーザル以外の用途には使用しない。

### (5) 暴力団の排除

提案者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提案書は無効とする。

なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（提案者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、提案者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

### (6) その他

審査員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

## 10 全体スケジュール

(1) 5月31日（火） プロポーザル公募公告

- (2) 6月13日(月) 参加申込み・質問事項の締切り
- (3) 6月15日(水) プレゼンテーションの案内(時間、順番等)の送付(予定)  
質問に対する回答をホームページへ掲載(予定)
- (4) 6月27日(月) 企画提案書の提出締切
- (5) 6月下旬～7月上旬 プレゼンテーション
- (6) 7月上旬 審査結果の通知
- (7) 7月上旬 企画提案等の協議、見積り依頼